

議 案

目 次

第1号議案	1
平成25年度におけるニホンジカの狩猟(案)について	2
(別紙)平成25年度におけるニホンジカの狩猟(案)について	3
第2号議案	5
千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程の制定及び小委員会の設置について	6
(別紙)千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程(案)	7

議案第 1 号

平成 2 5 年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 1 4 条第 3 項による国の捕獲規制「1 日 1 人 1 頭まで」の解除及び第 1 2 条第 2 項による千葉県独自の捕獲規制の実施並びに同条第 3 項による銃猟における入猟者承認制度を導入する。

平成25年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

1 内 容

別紙「平成25年度におけるニホンジカの狩猟（案）について」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第2項（県による捕獲等の禁止及び制限）、第3項（狩猟の事前承認）、第14条第3項（国の規制の解除）

3 期 間

平成25年11月15日から平成26年2月15日まで

4 理 由

本県では、平成23年度に第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を公聴会、千葉県環境審議会等を経て策定したところですが、同計画の中で、「狩猟を効果的かつ安全に機能させるため、網猟・わな猟は本県全域で実施し、銃猟は入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で実施することとする。なお、狩猟の規制内容については、毎年の実施状況を踏まえて検討するとともに、地域個体群の安定的維持の観点から、できるだけ捕獲数の総量規制が可能となる措置を講ずる。」となっています。

このため、今年度も千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）検討会作業部会の検討を経て決定された、別紙記載事項により、制限を加えた上で狩猟を実施することとしたい。

5 昨年度との変更点

なし

(別紙)

平成25年度におけるニホンジカの狩猟(案)について

1 内容

第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)に基づき、銃猟については入猟者承認制度を採用し、捕獲数についても必要な規制を加える。

期間：平成25年11月15日から平成26年2月15日まで				
網猟・わな猟		銃猟		
・当該狩猟者登録のみで狩猟できる ・1人狩猟期間中30頭まで	・当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟できない ・1人狩猟期間中10頭まで	市町村名	承認チーム数	承認限度人数(1チーム10~20名とする)
		市原市	1	10~20名
		勝浦市	3	30~60名
		大多喜町	5	50~100名
		御宿町	1	10~20名
		鴨川市	5	50~100名
		鋸南町	1	10~20名
		君津市	7	70~140名
		富津市	4	40~80名
		南房総市	1	10~20名
		上記以外の地域	0	0名
合計	28	280~560名		

昨年度との変更点：なし

2 安全対策

安全対策の徹底を図るため、銃猟については、県の主催する講習会の受講を義務付け、未受講者は承認しないこととする。

また、承認候補チームの講習受講者が10名に満たない場合、当該チームは承認しないこととする。

【参考】 狩猟規制(案)の鳥獣保護法上の位置付けについて

- (1) 鳥獣保護法第12条第1項第2号において、環境大臣は捕獲数制限を行うことができるとされており、同法施行規則第10条第2項において、ニホンジカのひとり1日当たりの捕獲数上限は1頭と定められているところである。
- (2) 法第14条第3項において、環境大臣が定めた制限を知事が解除することが可能と規定されていることから、本県独自の制限を定めるため、上記(1)の「ひとり1日当たりの捕獲数上限は1頭」の制限を解除することとする。
- (3) 法第12条第2項において、知事が独自の制限を設けることができることとなっていることから、本県における銃猟については、上記1の9市町

においてのみ狩猟可能とするとともに、ひとり1狩猟期間中の捕獲数上限を10頭とする制限を設けることとする。また、網、わな猟については、ひとり1狩猟期間中の捕獲数上限を30頭とする独自の制限を設けることとする。

- (4) 法第12条第3項において、知事は、上記(3)の制限をする場合に事前承認制を設けることができるとなっていることから、本県における銃猟については、事前承認制を採ることとする。

議案第 2 号

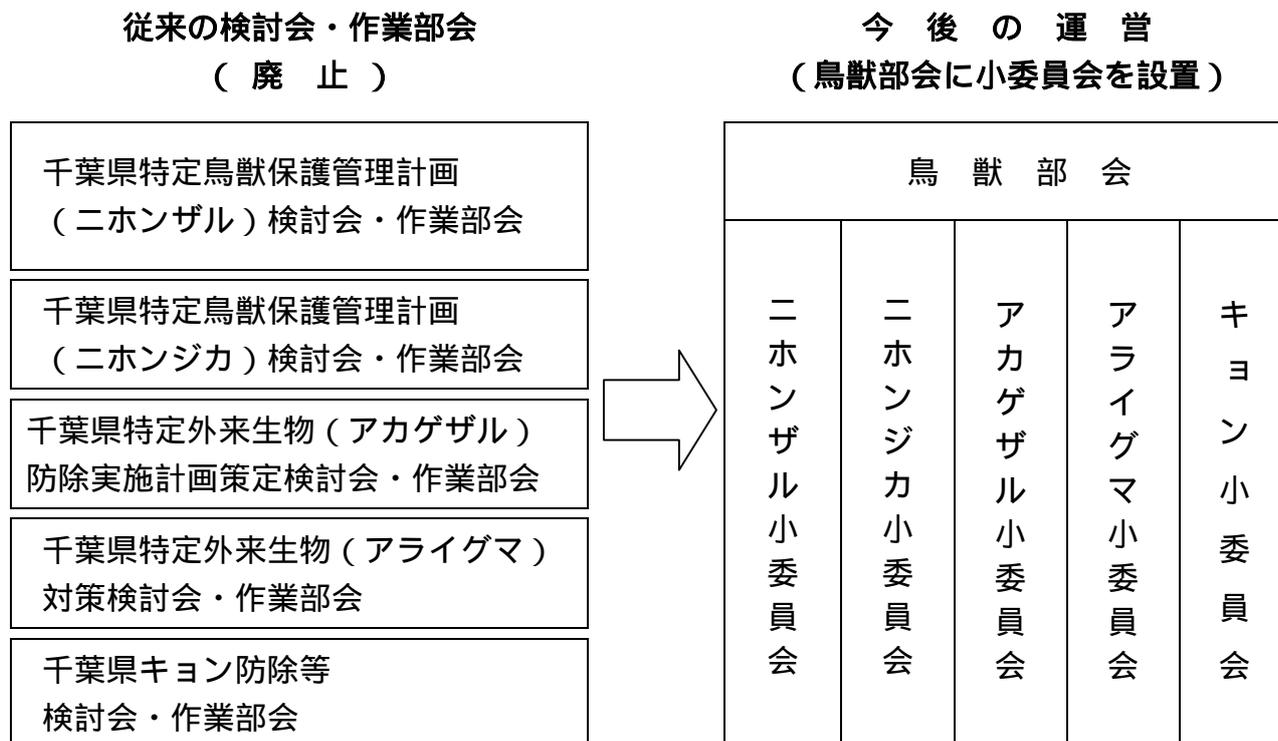
千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程の制定及び小委員会の設置について

千葉県環境審議会運営規程の改定により、各部会に小委員会を設置することができるようになったことから、別紙のとおり千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程の制定及び各小委員会の設置を行う。

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程の制定及び小委員会の設置について

1 趣旨

これまで、それぞれ単独で設置、運営されてきた5つの獣種に関する検討会・作業部会を廃止し、鳥獣部会に係る運営規程を制定の上、同部会の小委員会として整理する。



2 鳥獣部会運営規程

上記の趣旨に基づき、別紙「千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程(案)」のとおり鳥獣部会に係る運営規程を制定する。

3 今後の小委員会の運営

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程に基づく小委員会の運営については、資料1「小委員会設置後の審議の流れ」(参考)及び資料2「鳥獣部会・小委員会の運営について」のとおりである。

(別紙)

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会運営規程(以下「審議会規程」という。)第7条及び第13条の規定により、千葉県環境審議会鳥獣部会(以下「部会」という。)の議事及び運営に関し、審議会規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の設置等)

第2条 部会に下表の左欄に掲げる小委員会を置き、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

小委員会の名称	所掌事務
ニホンザル小委員会	ニホンザルの保護管理に関すること。
ニホンジカ小委員会	ニホンジカの保護管理に関すること。
アカゲザル小委員会	アカゲザルの防除に関すること。
キョン小委員会	キョンの防除に関すること。
アライグマ小委員会	アライグマの防除に関すること。

- 2 部会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する小委員会以外の小委員会を設置することができる。
- 3 部会長は、必要と認めるときは、二以上の小委員会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の小委員会の合同の小委員会を設置することができる。

(諮問の付議)

第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができる。

ただし、鳥獣保護事業計画、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。

(小委員会の会議)

第4条 小委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員、専門委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会の決議)

第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができるものとする。

2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。

- 一 特定鳥獣保護管理計画の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項
- 二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項
- 三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は部会長又は委員長がそれぞれ定める。

附 則

この規程は、平成25年 月 日から施行する。